

簡易専用水道検査(法定検査)は 日本分析にお任せください

日本分析

簡易専用水道検査とは

水道事業者から受ける水道水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。設置者は、**一年以内ごとに一回**「厚生労働大臣の登録を受けた検査機関」の検査（法定検査）を受ける義務があります。（水道法第34条の2第2項）

株式会社 日本分析は、簡易専用水道検査登録機関（登録番号150号）です。

《 現場検査内容 》

1. 受水槽、高置水槽の外観検査
2. 貯水槽清掃報告書確認
3. 給水栓からの水質検査
4. 設備配置図、系統図、配置平面図等
5. 管理記録書類
 - ・ 水槽の外観点検記録
 - ・ 飲料水外観検査記録
 - ・ 残留塩素の測定記録



▼▼お電話でのお問合せ・ご相談はこちら▼▼

TEL : 03 - 5914 - 4431



技術営業課

〒174-0051 東京都板橋区小豆沢2丁目26番14号

TEL : 03-5914-4431 (代) FAX : 03-5914-4432

URL <http://www.n-bunseki.co.jp>

e-mail nb-info@n-bunseki.co.jp